資料４－１

令和５年３月２２日

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会
会長　岩壁　榮　様

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館
館長　三井　優子

茅ヶ崎市立鶴嶺公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第２９条第２項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

１　検討を要する事項
公民館をあまり利用していない人たちに、公民館を知ってもらい、公民館に足を運び、公民館活動に参加してもらうために必要な方策等について

２　理由
社会教育法第２０条において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とその目的を示しています。
公民館利用者は、固定化するとともに高齢化が進み、小学生以下の利用はあるものの、中間世代（学生（中学生、高校生、大学生）、勤労世代、今まで地域と関わりが無かった退職した世代）の利用が少ない状況にあります。また、市民の中には、公民館の存在を知らない人もまだまだたくさん存在しています。将来的な地域づくり等を考えると、公民館の存在を知っていただき、高齢者のみならず、年齢、性別、職業等を問わず、あらゆる世代の人たちに利用され、開かれた公民館として、役割を果たさなければなりません。
さらに、ライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人たち（貧困の状況にある子ども、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化しています。
公民館は、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点として、多様な学習機会の提供､学習成果発表の機会の創出等必要な社会教育の機会を提供するとともに、公民館をあまり利用していない人たちを取り込み、これらの機会の提供に係る担い手として確保するための考察が必要な時期に来ています。
以上のことから、上記１の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

３　答申希望日　令和６年３月